

項目	単位	モニタリング井戸						地下水 集水ピット	基準値※
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6		
n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類)	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-
総トリハロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	-	-	-	-	1

※本表の基準値について

当処分場の供用中の地下水質の状況を確認するため、本来、処分場の廃止時に適用される基準であるが、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)」のうち、別表第2の廃止時の基準を準用(ダイオキシン類を除く)。

ダイオキシン類は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)」の別表のうち水質の基準を適用。